



電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正 骨子（案）に対する  
**前回会合における主なご意見と対応（案）**

---

2021年12月1日  
事務局

# 前回会合における主なご意見と対応(案)

関連項目	主なご意見	対応(案)
個人関連情報	<p>個人関連情報の例として、「電気通信役務利用者情報」の関連で広く例を選んではどうか。【佐藤構成員】</p>	<p>2-9個人関連情報(法第2条第7項関係)  <b>【個人関連情報に該当する事例】</b>に事例を追加する方向で検討。                  事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴                  事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等                  事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴                  事例4) ある個人の位置情報                  事例5) ある個人の興味・関心を示す情報  <b>事例6) ある個人の契約者固有IDやある個人の利用する情報端末に係る端末識別子</b>  <b>事例7) 情報収集モジュール等を通じて収集された、ある個人のアプリケーションの利用履歴や利用者端末情報</b></p>
仮名加工情報	<p>仮名加工情報のように利活用の観点で規制が緩まった部分について、電気通信事業者においては問題がないのか、検討が必要ではないか。                  【佐藤構成員】</p> <p>仮名加工情報については、比較的加工の程度は小さいにもかかわらず、漏えい報告義務がないこと、また事業者が相違な目的で利用するために集めた個人データをひとつにまとめられること、共同利用で仮名加工情報を許容すると共同利用参加事業者間で自由にデータの共有ができる性質がある。                  事業者において仮名加工情報を通じて通信の秘密が漏れるおそれもあり対応が必要ではないか。【佐藤構成員】</p>	<p><b>仮名加工情報であっても、通信の秘密に関する情報の場合には守るべき事項などについて解説に記載する方向で検討。</b></p> <p>通信の秘密に関する情報については、電気通信事業法上、漏えい報告義務がかかり、同意又は違法性阻却事由の範囲内でのみ利用できるとされていること、仮名加工情報とした場合でも、これらの制限を免れるものではなく、個人情報上の共同利用のみに依拠した提供はできないこと等を解説に記載する方向で検討。</p>

関連項目	主なご意見	対応(案)
電気通信 役務利用 者情報保 護管理責 任者	電気通信役務利用者情報保護管理責任者について、プライバシーガバナンスガイドブックにも記載があるが、どのクラスが担うのが望ましいか、役員クラスではないか。【小林構成員】	解説において、現行版でも「必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者」と記載済み。
プライバ シー ポリシー	プライバシーポリシーへの記載事項について、P13のオプトアウトの有無・方法も記載対象という理解でよいか。【太田構成員】	解説において、「利用者の選択の機会の内容」として、「 <u>電気通信役務利用者情報の取得・利用に関するオプトアウトの機会の有無、電気通信役務利用者情報の取得・利用に関するオプトアウトの方法、本人が事業者により自己の情報を取得・利用されることを拒否した場合にもサービスが利用可能か</u> 」等について注記を行う方向で検討。
	P18「(v) 利用者の関与の方法」と「(ix) 利用者の選択の機会の内容」が重複する。(v)は通知・同意取得に寄せて、(ix)は利用者の関与の機会確保に寄せればよいのではないか。【小林構成員】	解説において、「利用者の選択の機会の内容」として、「 <u>電気通信役務利用者情報の取得・利用に関するオプトアウトの機会の有無、電気通信役務利用者情報の取得・利用に関するオプトアウトの方法、本人が事業者により自己の情報を取得・利用されることを拒否した場合にもサービスが利用可能か</u> 」等について注記を行う方向で検討。 (v)については、従来通り利用者の関与の方法全般を指すこととする。なお、実際にプライバシーポリシーに記載する際には、(v)の中に(ix)に関する事項を記載することも可能とする。
	P19の「利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供」の部分において、「 <u>プライバシーガバナンスガイドブック</u> 」について言及してはどうか。【佐藤構成員】	第15条の解説中の【利用者により分かりやすい示し方】において、「 <u>プライバシーガバナンスガイドブック</u> 」についても記載する方向で検討。

関連項目	主なご意見	対応(案)
<p>プライバシーポリシー</p>	<p>プライバシーポリシーについて、事業者の「わかりやすく」という主眼が、「自分たちのサービスを理解してもらおう」とユーザーを受益者として扱うということのみではなく、ユーザーが自らデータ利用について選択したりコントロールしたりする存在であるということも加味すべきではないか。 【古谷構成員】</p>	<p><b>第15条の解説において下記のとおり記載する方向で検討。</b>  <u>「取得する利用者情報の種類や利用目的、第三者が取得することとなる情報などに応じて、利用者が理解できるように分かりやすい通知・公表や必要に応じた同意取得を行うことが重要である。」</u>  <b>【利用者に分かりやすい示し方】</b>                  電気通信事業者は、第15条第1項に基づき電気通信役務利用者情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを作成・公表する際に、当該電気通信事業者の利用者、業種・事業規模等諸般の事情を踏まえた上で、<u>利用者がこれを理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるように分かりやすくこれを示す(※)ことが望ましい。</u>                  (※)当該電気通信事業者の利用者や業種・事業規模・事業内容などに応じ、分かりやすい表示の工夫等を検討することが望ましい。例えば、階層構造(要点を複数の短い項目にまとめ、各項目を選択すると詳細な内容を見ることができるといった構造)を用いること、アイコン・イラスト・動画等の視覚的ツールを用いること、利用者が認識しやすいようにジャストインタイムの通知を行うこと、要点を分かりやすく解説した簡略版やユーザーガイドを併せて作成することなどが表示に関する具体的な工夫として考えられる。                  また、利用者が認識しやすいようにポップアップによる同意取得を行うこと、ダッシュボードやオプトアウトの機会の提供、Consent RecordやCMP等により利用者が何に同意したかを後から一覧性をもって把握できる仕組みの提供などについても、利用者が自ら内容を理解し選択する上で有用な工夫と考えられる。                  なお、分かりやすい通知・公表及び同意取得の提供を検討する際には、当該電気通信事業者の利用者の状況を踏まえることが望ましいと考えられるため、<u>必要に応じて、ユーザーテストを実施しその結果を分析・参照したり、第三者的な立場の外部の有識者からなるプライバシー保護に関するアドバイザリーボードや諮問委員会等を設置しステークホルダーの意見等を踏まえつつ継続的に取り組んでいくこと等</u>が考えられる。」</p>

関連項目	主なご意見	対応(案)
対象範囲等	<p>端末の利用者情報の取扱いが対象となることを明確化してほしい。 【寺田構成員】</p>	<p><b>GL第14条解説において、電気通信役務利用者情報の定義を置き、端末の利用者情報も含まれることを明確化する方向で検討する。</b> 「(※)電気通信事業者が取扱う電気通信役務利用者に関する情報であって、個人データ及びその他の利用者に関連して取得された情報のこと。具体的には、個々の通信に関する情報(通信内容及び通信の構成要素)とともに通信サービスの利用者に関する情報等であって①利用者から提供された情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の契約者情報、プロフィール写真や利用者が入力した情報)及び②通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報(ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID、電気通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ等)等を含むもの。」</p>
	<p>プライバシーポリシーの記載事項について、特に、ウェブサイト運営者や広告事業者は対象になっていないという意識があるため、どのように周知・啓蒙を行っていくかを検討する必要がある。 【太田構成員】</p>	<p>2-1電気通信事業者等(第3条関係)において、本GLにおける「電気通信事業者」は、GL第3条第1号に規定しているとおり、「電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。」とされていることを踏まえ、<b>電気通信GL第3条「2-1電気通信事業者等」の解説において、電気通信事業参入マニュアル(追補版)を引用し明確化する。</b></p>
	<p>個人情報法の範囲を超える部分について、要件を整理してはどうか(例えばデータポータビリティなど)【寺田構成員】</p>	<p>従来より電気通信事業法に基づく通信の秘密等に関する記載については個人情報法の範囲を超えている部分が規定されている。 なお、利用者情報の適正な取扱いの確保に対応した改正項目は、中間とりまとめを踏まえ、従来からある「個人情報保護管理者」及び「プライバシーポリシー」を充実する形で改正を検討しており、位置づけとしては従来同様望ましいという位置づけとなっている。</p>

関連項目	主なご意見	対応(案)
<p>プロファイリング</p>	<p>プロファイリングについて、不利益や差別となるのは要配慮個人情報だけではない。米国では住んでいる地域等で差別してはならないとされる。不正利用の防止という観点もある。【寺田構成員】</p>	<p>プロファイリングについては大変重要な論点ではあるが個人情報保護制度全般に関係することもあり、今回のGLにおいては、個人情報保護委員会ガイドラインの内容を踏まえつつ、解説において記載できる範囲で記載することとする。本研究会において、GDPRも含めた海外の規制動向なども踏まえ、電気通信事業におけるプロファイリングに対する対応の在り方について引き続き議論を継続することとする。</p>
	<p>プロファイリングについては、ユーザーとしては教えて欲しいことがもう少しある。要配慮個人情報を作り出すだけでなく、行動分析から広告を出すということも教えて欲しい。アクセスただけで属性を推知される場合含め利用目的をわかりやすくしてほしい。【沢田構成員】</p>	<p><b>利用目的の特定(第4条第1項関係)</b>                  (※1)「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。</p>
	<p>プロファイリングについて利用目的のところで書くのは限界。本格的な検討が必要。GDPRでは利用目的よりも上位概念の透明性で整理。【高橋構成員】</p>	<p>本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことはない。</p>
	<p>プロファイリングでセグメント分けして広告配信に使うこと自体が不適正利用とは言いがたい。GDPRでは透明性、異議申立て、自動化された意思決定の対象とされない権利の3点セットがある中で、どうするか検討が必要。透明性の観点が必要ではないか。【石井構成員】</p>	<p>例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析するいわゆるプロファイリングが行われる場合、電気通信事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。</p>
<p>プロファイリング規制は望ましい。ロジックの透明性、レコメンデーションとの関わりを検討してはどうか。【生貝構成員】</p>	<p>特に、この分析により、「2-4要配慮個人情報(法第2条第3項関係)」の項目に相当する情報が得られる場合には、<u>予め本人の同意を得ることが望ましい。これら情報について、本人の同意を取得することなく不必要に広告のセグメント情報として広告配信その他の行為に用いないようにすることが望ましい。</u></p>	

関連項目	主なご意見	対応(案)
位置情報	<p>位置情報は範囲が広いので、位置情報に特化したGLをまとめるなどした方が良い。【高橋構成員】</p>	<p>位置情報については、電気通信役務利用者情報と位置づけられ、その適切な取扱いを確保する観点から、電気通信役務利用者情報保護管理責任者を置くとともに、プライバシーポリシーを定め公表することが適切である旨、解説に追記することを検討する。また、本研究会において、最近の新たな動向等も踏まえ、位置情報に対する対応の在り方について引き続き議論を継続することとする。</p>
	<p>位置情報プライバシーレポートも古くなってきていると感じており、別途切り出した議論やガイドラインが必要になってきているのではないか。【太田構成員】</p>	
	<p>位置情報、通信関連プライバシーについて、モバイル端末から取得する情報としては、コンビニの決済情報なども基地局情報等とは違うデータだが、位置情報のように使われている。特出しして位置情報についてまとめるのも良いのではないか。【小林構成員】</p>	
	<p>電気通信役務利用者情報は広いが、位置情報のGLにおける位置づけは通秘に該当する場合もあって、高度な保護が必要とも言われていたので、上乘せが必要で、電気通信役務利用者情報に当たるとだけ言うのは微妙。通秘ではないとしても通信関連プライバシーとして保護することができることに意義があるので、GLでも通信関連プライバシーという言葉を使うことを避けないで欲しい。【森構成員】</p>	

関連項目	主なご意見	対応(案)
<p>モニタリング</p>	<p>実効性のためには、モニタリングの結果報告も必要。【古谷構成員】</p>	<p>モニタリングの方法についてGLや解説に記載することとはしないものの、実効性や透明性の観点から、モニタリングの結果については公表を行うこととする。</p> <p>具体的には、来年4月以降、電気通信事業者からモニタリングに関する資料を提出いただくとともに、本研究会のプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループにおいてヒアリングや分析を行った上で、その結果についても公表すること等が考えられる。このヒアリングを行う際には、本研究会の利用者WG等を含めた有識者のご意見をお伺いする機会を設けること等が考えられる。</p>
	<p>実態を把握するための有効なモニタリングを行えるようにしていきたい。特に外部通信モジュールは観察が可能であるため、オプトアウトの有無や方法などは実態をモニタリングすることが可能。【太田構成員】</p>	<p>モニタリングの具体的方法については、今後検討を行うこととする。</p> <p>なお、中間とりまとめにも「専門的な知見の蓄積と発信の重要性」が記載されており、外部通信モジュールについては、SPIⅡにおいて「スマートフォンのアプリケーションに組み込まれるモジュールの例」についてとりまとめ公表した事例もあるが、このように専門的な知見を蓄積した上で発信することも含めて実態をモニタリングすることを含めて検討する。</p>